

岩手県告示第618号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第44条第1項の規定により、次の法人を認定特定非営利活動法人として認定した

。

令和6年12月24日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 名称 NPO法人Plus One Happiness
- 2 代表者の氏名 横沢 友樹
- 3 主たる事務所の所在地 釜石市定内町一丁目8番10号
- 4 認定の有効期間 令和6年12月12日から令和11年12月11日まで